

基本目標1

産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり

1. 基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-1 施策1 若者に魅力ある産業づくり



施策の体系

若者に魅力ある産業づくり

- (1) 地域資源を活かした商工業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 企業誘致の推進

(1) 地域資源を活かした商工業の振興

現状と課題

- コロナ禍による生活様式の多様化と消費行動の変容は地域商業に大きな影響を及ぼしています。そのため、消費者ニーズに即した事業の見直しや事業継続のための支援が求められています。
- 原材料価格や人件費が上昇し、企業の利益を圧迫しています。今まで実施してきた新規創業支援、新分野進出、新事業展開への支援を継続し、他社との差別化や付加価値向上による経営体質の強化を図る必要があります。
- 本市の人口は年々減少傾向にあり、20歳から24歳の若い世代が極端に少なく、若い世代にとって魅力ある雇用の場の創出に加え、後継者不足に対する事業承継の支援が課題となっています。
- 江津の伝統産業である瓦産業の再編により、関連企業の事業環境が大きく変化することが懸念されることから、異分野参入や生産性向上に向けた取組みの促進が課題となっています。
- 公共公益複合施設や駅前ホテルのオープン、周辺道路整備によって駅前地区の来訪者は増加し、新規出店も進みました。引き続き関係機関と連携し、ビジネスプランコンテスト等のソフト事業を行いながら、江津駅前を中心とした商業の活性化や創業の促進に取り組む必要があります。

方針

- 商工業の振興のため、県や商工団体、金融機関などと連携し、取り組みを進めていきます。また、石州瓦工業組合や関連企業への支援を継続し、瓦産業の維持に努めます。
- 地域資源を活用した産業の活性化を図るとともに、後継者不足の状況に対して事業承継のための支援に取り組めます。
- 新規事業者に対する創業期の伴走支援を行うとともに、既存店舗に対しても各関係機関と連携した支援体制を構築します。

具体的な取り組み

① 新規創業などにかかる支援

- 企業＆起業家支援コンソーシアムによる支援
- 創業にかかる金融負担軽減などの支援

② 地場産業の競争力強化支援

- 技術開発、商品開発、新分野進出、販路開拓地、生産性向上などへの支援
- 石州瓦工業組合が実施する石州瓦販路開拓事業などへの支援

③ 商業活性化への支援

- 小売業・サービス業の空き店舗活用などの創業支援
- 関係機関と連携し、既存店舗の伴走型支援の充実

参考資料

●工業の推移

年度	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
事業所数	53	54	53	59	60
従業者（人）	1,559	1,640	1,505	1,554	1,607
製造品出荷額等（億円）	494.8	472.0	367.2	490.8	588.2
粗付加価値額（億円）	230.7	209.8	139.4	215.7	189.4

資料：工業統計調査

●商業の推移

年度	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
事業所数	402	317	294	301	261
従業者（人）	1,722	1,320	1,383	1,482	1,458
年間商品販売額（億円）	319.8	242.8	246.0	310.7	269.2

資料：商業統計調査

●産業中分類別製造業の状況（令和 4 年度）

産業名	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （億円）
総数	60	1,607	588.2
食料品	6	194	19.9
飲料・たばこ・飼料	1	3	X
繊維工業	11	168	7.3
パルプ・紙・紙加工品	1	218	X
化学工業	2	134	X
プラスチック製品	2	55	X
窯業・土石製品	20	296	53.2
鉄鋼業	3	45	13.9
非鉄金属	1	76	X
金属製品	3	84	20.5
生産用機械器具	4	86	15.9
輸送用機械器具	4	242	79.5
その他	2	6	X

資料：工業統計調査

(2) 農林水産業の振興

現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、農村の過疎化が急速に進み、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでいます。また、耕作放棄地の増加とともに、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用施設などの保全管理が難しくなっています。そのため、担い手に重心を置いた将来的な農地の在り方を始めとした農地を維持するための取組が課題となっています。
- 江津市内において地域毎の地形特色や適した農産物が異なり、その結果、地域毎に農地・農村の維持・発展の将来ビジョンは異なっています。
- 農産物価格の不安定や資材・肥料価格などの上昇をはじめ、鳥獣被害の拡大と被害対策経費の増大などにより、農業経営力は低下しています。
- 本市の農林水産業は、海・山・川の豊かな自然環境の中で育まれてきました。しかし、農林水産業を取り巻く情勢は、高齢化や後継者不足、収益の低下など、多くの問題を抱えています。
- 本市では農業の基盤整備、担い手確保対策などを実施し、有機農業を推進することにより、新たな農業参入や雇用就農者を確保しています。
- 林業は、林業専用道など基盤整備や自伐林家の育成などに努めていますが、すでに伐期を迎えた森林が多い中、基盤整備の遅れから、効率よく事業が実施できない状況にあり、作業道などの基盤整備が求められています。
- 水産業については、資源の減少に対し、稚魚・稚貝の放流と併せて、漁礁の設置や禁漁期の延長など、資源回復のため、各関係組織と連携した取り組みを進める必要があります。

方針

- 地域の豊かな農林水産資源を活かし、地域を代表する特産品を創出するとともにそれに必要な原材料の生産拡大を推進します。
- 第四次江津市有機農業推進計画を基盤とし、江津市の豊かな自然が育んだ有機野菜を起点とした地域内連携の促進、担い手確保・育成に向けた支援体制の拡充、「江津の有機ブランド」確立を推進します。
- 地域ぐるみの有害鳥獣対策を推進します。
- 地域計画に基づき、地域毎の実情とエリアビジョンに見合った在り方を策定し、地域の農業を担う者を中心とした江津市の農業・農村の発展に向けた取り組みを推進します。
- 林業については、基盤整備とともに、林業事業者や山林所有者にとって魅力ある循環型林業を推進します。
- 水産業については、持続可能な漁場の確保のため、稚魚・稚貝の放流を継続し栽培漁業を推進します。

具体的な取り組み

① 6次産業化の推進

- 商品開発・ブランド力向上のための支援
- 生産拡大と安定供給体制の構築
- 販路拡大や6次産業化を支える事業者支援

② 有機農業の推進

- 地域ぐるみで取り組む有機農業産地づくりの支援
- 有機農業の新規参入の促進
- 有機農業実践者への規模拡大支援

③ 「地産地消」の推進

- 生産者と消費者を結ぶ直売所の運営支援
- 生産者の確保と育成
- 学校給食食材における江津市産農産物の利用促進
- 営農コーディネーターの配置

④ 担い手の確保・育成

- 地域計画に基づいた人と農地の確保
- 森林作業員の雇用安定化支援

⑤ 農業の有する多面的機能の発揮支援

- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織の支援
- 地域資源（農地・水路・農道など）の資質向上を図る共同活動への支援
- 将来に向けて農業生産活動を維持する活動への支援
- 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コスト支援

⑥ 有害鳥獣対策

- 有害鳥獣の捕獲・追い払い
- 防護柵の設置
- 有害鳥獣処理施設の支援

⑦ 循環型林業の推進

- 地域ぐるみで実践する間伐材の搬出支援
- 森林環境税を活用した危険木の除去・里山整備の支援

⑧ 栽培漁業の推進

- 稚魚・稚貝の放流による栽培漁業の推進

(3) 企業誘致の推進

現状と課題

- 雇用場や人材の確保のため、県と連携しながら企業誘致に向けての活動を展開しています。その結果、製造業を中心とした企業進出、設備投資が進み、かつての工都江津市に戻りつつあります。
- 豊富な工業用水を有する江津工業団地は山陰道の整備が進み需要の拡大が見込まれる中、造成済用地が少なく、令和5年度から新たな造成事業に着手しています。また、誘致活動は継続しなければならず、より一層の誘致活動の推進が必要となっています。
- 江津市地場産業振興センターを改修し、令和4年度にサテライトオフィス及びコワーキングスペースを開設しました。ITやバックオフィスを含む幅広い分野の企業誘致を積極的に展開し、地元雇用を促進するとともに関係機関と継続的なフォローアップ体制を構築しています。

方針

- 産業構造の変化に対応してさまざまな分野での企業誘致活動を推進するとともに、誘致企業のフォローアップ体制を強化します。

具体的な取り組み

- ① 企業誘致の促進による雇用創出
 - 各種優遇制度のPR強化と活用促進
 - 企業訪問及び情報収集の強化
 - IT関連企業やソフト産業の誘致活動の強化
- ② 誘致企業のフォローアップの充実
 - 誘致企業の訪問の継続・強化
 - 誘致企業訪問による情報収集及び市内企業との連携強化
 - 誘致企業の活動継続・機能拡張に対する支援

1. 基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-2 施策2 観光による賑わいづくり



施策の体系

観光による賑わいづくり

(1) 特色ある観光資源の活用
(2) 観光PRの推進

(1) 特色ある観光資源の活用

現状と課題

- 近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」といった参加体験型の観光へと大きく変化しています。
- 本市には、日本遺産に認定された石見地域に伝承される神楽、天領江津本町藁街道など観光資源があります。有福温泉、風の国などの宿泊施設へどのように誘客するかが課題となっています。
- 令和2年度に有福温泉再生プロジェクトを立ち上げ、民間事業者を中心とした温泉街の再生に取り組んでいる状況です。また、有福温泉地区街なみ整備事業の導入により、温泉街の景観整備を推進していきます。
- 風の国は第三セクターから民間事業者に変わり、民間の企画力やノウハウを活かし運営されていますが、地元との繋がりや県外でのPR活動等、事業者と連携した取り組みが必要です。
- 広域観光ルートや地域資源とのネットワークづくりは、関係機関と連携して圏域内で滞在時間を増やす取り組みが必要です。
- 本市では、江の川祭、ごうつ秋まつり、ピクニックラン桜江、神楽大会、などのイベントを継続的に実施しています。
- 外国人観光客をはじめとした観光客の利便性向上のためのWi-Fiの整備が求められています。

方針

- それぞれの観光資源の魅力化を図ります。
- 広域的に連携して観光ルートの造成や地域資源のネットワーク化を推進し、観光振興を図ります。
- 有福温泉については、一過性の観光地から、地方の暮らしを楽しむ拠点（中長期滞在型エリア）としての機能も持たせることで賑わい創出を図ります。

具体的な取り組み

① 地域観光資源の活用

- 石見神楽など地域資源を活用した誘客促進
- 広域的な連携により地域資源を活用した観光ルートの造成
- 地域資源を体験に取り入れた観光コンテンツづくり及び推進

② 受入れ環境の整備

- 案内サインの整備（新設、改良、多言語）
- 無料公衆無線LAN（W i - F i）の整備促進

③ 有福温泉活性化の推進

- 空き施設を活用した再生事業の展開
- 新たな産業誘致と起業支援

(2) 観光PRの推進

現状と課題

- 観光客のニーズに応え、訪れてもらうためには、本市の観光地や史跡、文化、暮らしなどの特徴や魅力を広く知ってもらうことが必要です。
- 本市の観光PRは、観光パンフレットの作成・配布と市や観光協会によるホームページ・SNSの更新、各種イベントに参加してのPR活動を行っています。今後は、誘客のPRに加え、来訪者へのPRも必要となっています。
- 石見の神楽が日本遺産に認定されたことを活かし、より複合的に情報発信を強化する必要があります。
- シティプロモーション事業を通じて本市の知名度向上を進めることによって、交流人口や関係人口の増加が期待できます。

方針

- ホームページ・SNSの活用を基本に、更新頻度、内容を充実して情報発信をするとともに、インバウンド対策として、多言語による情報発信についての対策を推進します。
- 首都圏を中心とする都市部でのPR活動やSNS等を活用した情報発信に取り組みます。

具体的な取り組み

- ① 情報発信の強化
 - イベント情報などのPR活動の推進
 - 都市部を対象としたプロモーション活動の推進

1. 基本方針 1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり

1-3 施策3 雇用を支える定住環境づくり



施策の体系

雇用を支える定住環境
づくり

(1) 雇用促進
(2) U I ターン者の定住促進

(1) 雇用促進

現状と課題

- 少子高齢化による人口減少が顕著な本市にとって、生産年齢人口の減少は大きな課題となっています。
- ワークステーション江津との連携による企業ガイダンス、高等学校訪問、企業訪問によるニーズ調査などにより雇用対策は進んでいますが、今後はさらに人材確保が厳しくなると予想されます。
- 求職者のマッチング、新卒者の地元就職、U I ターン者の確保、企業の魅力向上の支援などを進めています。
- 多様な人材が活躍するためには、多様性を受容できるような体制を整え、働きたい方が安心して働ける環境づくりが必要です。
- 時代の急速な移り変わりにより、企業が求職者に求める技術・技能も急速に変化しています。そのため、求職者に対して企業ニーズに沿ったスキルの習得やリスキリング支援を実施し、企業・求職者双方のニーズを満たしたマッチングを実現するとともに、働く方のキャリアプランの可能性を広げる支援が重要です。

方針

- 求職者の能力開発の機会を確保します。
- 市内企業の雇用確保には、企業の魅力化が重要な取り組みであり、引き続き実施していきます。
- 多様な人材が安心して働き、その能力を最大限発揮できるようダイバーシティについての理解促進に努めていきます。

具体的な取り組み**① ワークステーション江津の活用**

- 雇用情報の提供・職業紹介
- 市内企業と求職者とのマッチングの促進

② 市内企業の人材確保と求職者の就業促進

- 産業人材の育成と地元就職の推進
- 求職者のスキルアップ支援

③ 企業の魅力化推進

- 企業による持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みの推進
- 働きやすい職場環境の推進と情報発信力の強化

④ 多様な人材の活躍推進

- 多様な人材受け入れのための支援体制整備
- 外国人労働者受け入れへの促進

(2) U・I ターン者の定住促進

現状と課題

- 本市の現在ある魅力をさらに高め、まだ魅力とは考えられていないものを磨き上げることで、まちの魅力を増進し、戦略的かつ効果的に発信して挑戦したい若者やふれあいを求める都市住民の移住を促す必要があります。
- 本市では、高齢化の進展やライフスタイルの変化などに伴う居住環境へのニーズの多様化に対して、新たなニーズに即した市内での宅地開発や定住化の促進を図り、人口の流出抑制に努めています。
- 移住・定住の相談窓口のワンストップ化については、スムーズに相談対応ができており、相談者も増加傾向となっています。令和4年江津市空き家等対策において、U・I ターンのための空き家活用促進事業を推進し、江津市空き家バンクへの登録を促進するとともに、U・I ターン者の居住支援を拡充していきます。
- ビジネスプランコンテストなどにより、U・I ターン創業人材などの確保が進んでいます。また、GO ▶ GO T S U ブランドサイトや首都圏でのプロモーション活動などを展開しています。
- 令和5年度より、民放放送局と連携したシティプロモーションを開始しました。菰沢公園・波子駅のリブランディング化を軸に据え、住民をはじめとした多種多様なステークホルダーとの協働を通して、江津市の魅力を発信するとともに、地域の新しい価値の創造に取り組んでいます。

方針

- シティプロモーションの推進と戦略的な情報発信、空き家を活用した移住の促進、定住相談員の配置や相談窓口のワンストップ化による効率的な移住支援、U・I ターン創業人材などの確保により、移住・定住・交流を促進します。

具体的な取り組み

① シティプロモーションの推進

- 都市部でのプロモーション活動による関係人口の拡大や官民連携の促進

② 空き家を活用した移住の促進

- 空き家バンクを活用したU・I ターンの促進
- 空き家活用者の負担軽減を目的とした独自の支援制度の整備

③ 定住相談員の配置

- U・I ターン者向けの空き家情報の提供や就業支援
- 家族構成などに配慮した定住相談の充実

④ **ＵＩターン創業人材などの確保**

- ビジネスプランコンテストなどによるＵＩターン創業人材などの確保
- 外部人材の受入促進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-1 施策1 豊かな自然と調和した環境づくり



施策の体系

豊かな自然と調和した
環境づくり

(1) 住民参加の環境美化推進
(2) 環境保全対策の推進

(1) 住民参加の環境美化推進

現状と課題

- 本市では自分たちの住む町をきれいにして気持ちよく生活したいという意識が高く、市内全体で自治会活動や自発的な取り組みにより清掃や除草、花を植えるなどの環境美化活動が行われています。
- 江津市内のごみ排出量は緩やかに減少していますが、1人1日あたり排出量は増加傾向にあります。今後ともごみの発生抑制、再利用、再使用を促進する取り組みの継続が必要です。
- 人口減少と高齢化による担い手不足は環境美化の面でも例外ではなく、これまで住民により支えられていた環境美化活動の継続が難しくなっており、人材確保が課題となっています。
- 空き地や空き家の雑草やそれによる害虫被害などの問題が増加しています。
- 市でも財政や人員不足によりできることが限られてくる中で、住民の力で地域の環境を守る取り組みがますます必要となっています。

方針

- 次世代に「美しいまちを残すことは、他人任せでは実現しない」ということの自覚を促し、地域住民や企業の積極的参加による環境美化活動を推進します。

具体的な取り組み

① 川・海・山の美化

- 市民、企業、行政などの協力による清掃活動の推進

② 農村環境の保全活動の推進

- 多面的機能支払交付金の活用による保全活動組織への支援（再掲）

③ 市民一斉清掃の推進

- 江津市衛生組合協議会を主体とした、市民一斉清掃（江津地区）、クリーン桜江による清掃活動の推進

④ 不法投棄パトロール監視活動の推進

- 市民、企業、行政の協力による不法投棄パトロール監視活動の推進

(2) 環境保全対策の推進

現状と課題

- 市民の財産である日本海と江の川の環境保全には、住民一人ひとりの意識向上と環境を守る取り組みが重要であり、水が豊富だからこそ守り続ける意義も大きいと考えられます。
- 個人や家庭レベルでの水質環境保全の取り組みとして、洗剤の適量使用や食品ロス削減、鍋のよごれは流さずふき取って燃やせるごみに出すなど、地道な啓発を行っています。
- 県では、平成 30 年度に策定された「生活排水処理ビジョン第 5 次構想」により令和 8 年度の污水处理人口普及率を 87%以上、処理施設への接続率についても 90%以上をめざすと目標設定しています。
- 本市における生活排水処理施設の普及状況を表わす污水处理人口普及率は、令和 5 年度末には 57.4%で、県全体の平均の 83.8%を下回っています。
- 水洗化率は、少しずつ伸びていますが、公共下水道の供用開始時期が遅かったこともあり、県全体の接続率に比べて低くなっています。
- 令和 5 年度に会計制度を特別会計から公営企業会計へ移行し、資産・負債の見える化を図るとともに、経営状況の明確を実施しました。
- 江津市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持・修繕を実施します。

方針

- 公共下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水対策を推進し、公共用水域の水質保全や市民の住環境改善のため、水洗化率の向上を図ります。
- 日本海と江の川の環境保全のため、住民の意識向上と環境を守る取り組みを推進します。
- 管渠整備を令和 8 年度で終了するため、污水处理人口普及率は、合併処理浄化槽の普及によって向上されることとなります。生活環境改善のため、汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換を推進します。

具体的な取り組み

- ① 下水道などの整備による水質の保全
 - 普及率及び水洗化率向上の取り組み推進
 - 合併処理浄化槽への転換を促進
- ② 環境保全意識の啓発
 - 環境保全に対する市民への意識啓発の推進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-2 施策2 自然環境とふれあう交流のまちづくり



施策の体系

自然環境とふれあう交流のまちづくり

(1) 体験・滞在型交流の推進

(1) 体験・滞在型交流の推進

現状と課題

- 本市の豊かな自然環境や歴史・文化などを守り伝えるとともに、それらを活用し、地域内外の人たちにとって魅力あるまちづくりを進めることが求められています。
- 本市では、民間や地域コミュニティ組織が主体となり、農業体験や田舎暮らし体験をはじめ、本市ならではの体験事業や交流イベント・活動が展開されています。一方で、コロナ禍の影響で全体への広がり鈍化しています。そのため、今後さらなる推進が求められます。
- これらの取り組みは、一過性の観光・交流ではなく、関係人口の創出にも寄与しています。
- まち・ひとと結び事業費補助金を設け、江津市内の地域活動団体が行う移住・定住・交流事業や体制づくりにかかる取組みを支援しました。

方針

- 民間、地域コミュニティ組織やNPO法人などが主体的に行っている交流活動を支援します。
- 中短期滞在型の交流を活性化することで、地域活性化や観光振興にも波及する交流人口・関係人口の確保を図ります。

具体的な取り組み

- ① 地域コミュニティによる交流の推進
 - 地域住民と都市住民との交流促進

2. 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり

2-3 施策3 自然とともに歩む環境にやさしいまちづくり



施策の体系

自然とともに歩む環境
にやさしいまちづくり

(1) 再生可能エネルギーの活用
(2) 省エネルギーシステムの構築

(1) 再生可能エネルギーの活用

現状と課題

- 環境問題は世界的に関心が高く、市内において風力・水力・太陽光・バイオマスなど多種にわたる再生可能エネルギー設備が多く導入されています。特に民間において、積極的に導入されており、山陰有数の発電量を誇っています。
- 市内で生みだされた再生可能エネルギーが地元で消費される「地産地消」を推進していく必要があります。
- 江津市では令和5年に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする【ゼロカーボンシティ】宣言を行い、地球温暖化対策の推進を確かなものとすると同時に、令和6年に実施計画である江津市地球温暖化対策実行計画の改定と江津市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画策定を行い、継続的な地球温暖化対策に取り組みます。

方針

- 環境と調和した再生可能エネルギーの活用と市民の理解の促進を図ります。
- 国・県の助成を活用し、市民・事業者の協力により積極的に普及を図ります。
- 市内に存在する官民の施設、市内の土地・海や交通手段等への再生可能エネルギーの最大限の導入を推進します。

具体的な取り組み

① 多様なエネルギーの活用

- 地域の特性を活かした多様な電力の活用の推進
- 市内への再生可能エネルギーの最大限の導入の推進

② 啓発活動の推進

- 再生可能エネルギーへの理解を深める啓発活動・情報提供の推進

（２）省エネルギーシステムの構築

現状と課題

- 私たちは便利で快適な生活を求め、資源やエネルギーを大量に消費した結果、現在、二酸化炭素の増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊など、地球規模の深刻な環境問題に直面しています。
- 「省エネルギー・省資源」に加えて、「地球温暖化防止」の視点が重要となっており、地球温暖化防止対策を推進する必要があります。
- 江津市では令和５年に２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする【ゼロカーボンシティ】宣言を行いました。地球温暖化対策の一端として、循環型社会の実現を促進・普及していく取り組みが必要です。

方針

- ３Ｒ運動の推進、公共施設などでの省エネルギー対策の推進、地球温暖化防止対策の推進、省エネルギーの啓発活動を推進します。

具体的な取り組み

- ① **３Ｒ運動の推進**
 - ごみの減量（リデュース）・繰り返し使用（リユース）・資源化の推進（リサイクル）
- ② **公共施設などでの省エネルギーの推進**
 - 施設改修などによる省資源・省エネルギーの推進
- ③ **地球温暖化防止対策の推進**
 - 省エネルギー行動への意識啓発と普及
 - 温室効果ガスの抑制に向けた目標設定
 - 二酸化炭素の排出抑制の促進
- ④ **啓発活動の推進**
 - 学校・家庭・地域での環境学習の推進

●ごみ排出量の推移

(単位 : t)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
燃やせるごみ	6,342	6,276	6,015
燃やせないごみ	395	404	316
資源ごみ	694	659	625

資料 : 市民生活課

基本目標2

豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-1 施策1 総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり



施策の体系

総合拠点を活かした保健・医療・福祉システムづくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

(1) 保健・医療・福祉の核づくり

現状と課題

- 本市のシビックセンターゾーンでは行政サービスの総合拠点として、防災機能を備える市役所本庁舎、病院、介護施設、保育所、住宅、警察署が整備されています。
- 済生会江津総合病院に介護医療院「なでしこ江津」が開設され、慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応した療養の場が充実しました。

方針

- シビックセンターゾーンに整備された市役所本庁舎に隣接することによる保健・医療・福祉機能に対するメリットを十分に活かせるように、さらなる連携の強化を図ります。

具体的な取り組み

① 拠点施設の強化

- 保健・医療・福祉機能の強化とネットワーク化の推進

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-2 施策2 きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり



施策の体系

きめ細やかでぬくもりのある福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 生活支援の推進

(1) 地域福祉の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化しており、地域力は年々低下しています。
- 福祉ニーズが多様化・高度化する中で、行政主導の福祉サービスだけでは十分な対応が困難になっています。
- このような中、住民、団体組織、行政が手を携えて、誰もが生活の拠点である地域でその人らしく安心した生活が送れる地域社会の構築を目指し、人づくり、地域づくり、包括的支援体制づくりの更なる取り組みが必要です。

方針

- すべての人が人として尊厳をもって、住み慣れた家や地域の中で安心して、その人らしい自立した生活を営めるよう、共に生きる地域社会を実現するために、市民が一丸となり「未来を創るイキイキ協働体」として行動できるまちを目指します。
- 令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした「第4次江津市保健福祉総合計画」の「地域福祉計画」に基づき、各種の事業に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

- ① **地域福祉を担う人づくり**
 - 福祉教育の推進
 - ボランティアなど市民活動の育成・支援
- ② **地域福祉を展開する地域づくり**
 - 地域福祉活動の体制づくり
 - 安心・安全を支える地域のネットワークづくり
- ③ **地域福祉を支える包括的支援体制づくり**
 - 重層的支援体制整備事業の推進
 - 相談体制・情報提供体制の充実
 - 虐待防止対策の推進
 - 生活困窮者自立支援事業の推進
 - 地域における就労活動支援
 - 地域福祉に関する基盤整備
- ④ **権利擁護支援の推進（江津市成年後見制度利用促進基本計画）**
 - 地域連携ネットワークの強化
 - 地域連携ネットワークの機能の充実
- ⑤ **再犯防止の推進（江津市再犯防止推進計画）**
 - 働く場・住まいの場の確保
 - 保健・医療・福祉の適切な利用支援
 - 青少年の健全育成及び非行の防止
 - 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の促進

（２）高齢者福祉の充実

現状と課題

- 人口減少社会、超高齢社会の到来により、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、要介護状態や認知症の高齢者が増加しています。
- 高齢化率は今後も上昇し、高齢者世帯・独居世帯も増えることが予想されます。
- 本市では、「地域包括ケアシステム」を構築するため、いきいき百歳体操の普及を中心とした介護予防の推進や、生活支援コーディネーターが中心となる生活支援体制の整備、医療と介護の一体的な提供を目指した医療関係者と介護関係者との連携体制の構築、認知症の理解促進や相談体制の充実などを行っています。
- 今後は、継続的な医療とともに、日常生活を支える介護の両方が同時に必要となるケースが増加することが予想されるため、医療と介護の連携を強化する必要があります。
- 全市的な人材不足の状況が近年続いており、医療・介護分野における人材確保と育成は急務の状況です。

方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活することができるよう、高齢者の安心を支える環境づくりや重層的・包括的な相談支援体制づくりを推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- 健康増進事業の推進と介護予防の一体的な取り組みを推進します。
- 病診連携、医療と介護の連携の強化により、円滑で切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。
- 認知症への理解、認知症予防、認知症の人やその家族への支援を中心とした取り組みを推進します。

具体的な取り組み

① 地域における支援体制の充実

- 地域における包括的な支援の充実
- 生活支援の充実
- 住まいと生活の一体的な支援
- 権利擁護の推進

② 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

- 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進
- 生きがいづくりと社会参加の推進
- フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ
- 生活機能の改善に向けた支援

③ 在宅医療と介護の提供体制の充実

- 在宅医療と介護の連携
- 持続可能な介護の提供体制の確保
- 家族介護者の支援

④ 認知症施策の推進

- 認知症との共生
- 認知症の予防

(3) 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることが求められています。さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、地域における共生社会の実現のための取り組みなどを計画的に推進することが定められました。
- 本市では、障がい者の地域移行が徐々に進む中で少しずつですが、障がい者に対する理解は深まりつつあります。更に、「障害者差別解消法」の周知施行に伴い、合理的配慮の提供や差別の解消に向けた具体的な取り組みを進める必要があります。
- 障がい者の自立支援については、出生から発達段階に応じた切れ目のない支援が必要です。ライフステージごとの充実した支援を適切に引き継ぐために、スムーズな情報共有と関係機関との連携が必要です。
- 障がい者を支えるサービス提供体制は、量的には充足してきており、地域移行も進んできています。障がいのあるひとのニーズと障害特性に応じた適切なサービスの提供ができるよう、関係機関と連携し、相談支援体制、サービス提供体制をさらに整える必要があります。

方針

- 地域包括ケアシステムの構築や、地域生活支援拠点の整備を進めます。

具体的な取り組み

- ① **地域で安心して生活できる支援体制・環境づくり**
 - 障がい福祉サービスの充実・就労支援の推進
 - 保健・医療・福祉分野の連携強化
 - 障害者差別解消法の普及・啓発
 - 障がい者の権利擁護と虐待防止
 - 社会参加活動の推進
- ② **ともに支え合って生活できる地域づくり**
 - 障がいに関する啓発の推進
 - 情報のバリアフリー化・コミュニケーション支援の構築
 - 災害対策の充実

(4) 生活支援の推進

現状と課題

- 少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加など、世帯構造の変化や家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進み、社会的な孤立が増え、ひきこもりや子どもの貧困、高齢者の貧困などの課題も深刻化しています。このような社会変化の中では、誰もが生活困窮に陥るかもしれないリスクを抱えています。
- これまでは、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が第1のセーフティーネットとなり、最後のセーフティーネットとして「生活保護制度」が暮らしの安心を支えてきました。しかし、その制度だけでは実際に生活に困窮している人やその可能性が大きい人に支援が届かず、制度の狭間に陥り、置き去りになる人も出てきます。
- 生活保護に至る前の早い段階から支援を行うため、第2のセーフティーネットとして「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。
- 本市では、関係機関などと連携しながら、生活困窮者の相談、日常生活の自立、社会生活の自立、就労支援などによる経済的な自立に向けて支援を行ってきました。
- 令和5年度より社会福祉協議会と専門機関の共同事業体（生活支援相談センターごうつ）を設立し、連携を図りながら生活困窮者の自立支援を行っています。

方針

- 生活困窮者に対する相談支援体制の強化や情報支援ネットワークの強化、支援ニーズや効果を考えて支援やサービスの提供、生活困窮者支援を通じた地域づくりなど、生活困窮者の自立支援につながる取り組みを計画的に進めます。

具体的な取り組み

① 生活困窮者自立支援事業の推進

- 生活困窮者自立支援制度の周知と生活困窮者の把握
- 生活困窮者が自立するための相談支援
- 住居を確保するための支援
- 就労準備のための支援
- 家計再建に向けた家計の相談支援

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-3 施策3 子どもたちが健やかに育つための環境づくり



施策の体系

子どもたちが健やかに
育つための環境づくり

- (1) 子育てサポートの充実
- (2) 子育て環境の整備
- (3) 青少年の健全育成の推進
- (4) 結婚の環境整備

(1) 子育てサポートの充実

現状と課題

- 核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化などによる少子化に伴い、子ども同士や親同士の交流機会の減少、子育ての不安や悩みを抱える親の増加などにより、子どもが健やかに育つための環境づくりが求められています。
- 地域における連帯感の希薄化が心配される中、子どもたちや子育て家庭を地域で支えるためには、保育サービスの充実や、発達に支援が必要な子どもへの支援、児童虐待への対応など、地域も含めた子育て支援の充実を図ることが必要となっています。
- 本市では、子育てサポートセンターを中心に、地域子育て支援センターや関係機関が連携して子育て家庭を支援する体制や相談窓口が整っており、子育て家庭の育児不安の軽減や安心して子育てができる環境づくりにつながっています。
- 少子化、核家族化が進む中、子育て家庭の孤立化を防ぐためにも、子育てに関わる人だけでなく、地域全体で子どもの育ちを支援する機運の醸成と取り組みが求められています。
- 令和7年度の18歳までの子どもの医療費無償化を目指し、令和6年度に子ども医療費助成制度の拡充を実施いたしました。また、保育施設利用における経済的負担の軽減などを実施し、子育て家庭の子育て環境を経済的側面からサポートする取り組みも実施します。

方針

- 子育てを取り巻く社会の変化や、保護者の不安や負担に対する理解を広げ、地域ぐるみで子育てを支える意識の醸成を図ります。
- 多様化する子育て支援ニーズに対応した、きめ細かな保育サービスや教育・保育の提供を図るとともに、親子の健康づくりなど、家庭・地域・行政などが連携し、総合的な子育て支援を進めます。

具体的な取り組み

① 地域全体における子育て支援の充実

- 子育てサポートセンター及び地域子育て支援センターの充実
- ファミリーサポートセンター事業の充実
- 赤ちゃん訪問事業の推進
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動との連携

② 保育サービスの充実

- ニーズに応じた特別保育（一時、休日、病後児、延長、障がい児など）の拡充
- 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施

③ 児童虐待防止対策の推進

- 相談窓口の機能強化
- 児童虐待などの未然防止に向けた取り組み強化

④ 相談体制の充実

- きめ細かな個別の相談指導の実施

⑤ 子育て世代への経済的負担の軽減

- 子ども医療費助成制度の拡充
- 保育料の軽減
- 不妊治療への経済支援
- 準要保護児童・生徒の就学援助実施

⑥ 支援が必要な子どもなどの支援体制の充実

- ごうつすくすく相談ネット協議会の充実
- 早期療育に向けた関係機関との連携・支援体制の充実
- 医療的ケア児及びその家族への支援の充実

(2) 子育て環境の整備

現状と課題

- 本市では、共働き家庭の増加に伴い、保護者からは多様な保育サービスの提供が求められています。一方で、少子化により保育施設に入所する児童の減少や施設の老朽化、施設の適正配置などの対応が必要となってきています。
- 平成 29 年度から令和 2 年度にかけ、公立の保育所 3 園と幼稚園、児童館を 1 園ずつ閉園し、平成 30 年度から私立の幼保連携型認定こども園と小規模保育事業が開園されました。また、私立保育所のうち 3 園が認定こども園となり、現在、保育所 6 園、認定こども園 4 園、小規模保育事業 1 園で保育や教育を希望するこどもの受け入れを行っています。
- 令和 5 年度から幼児教育アドバイザーを配置し、保育施設と小学校との連携支援や幼児教育の質の改善に向けた取り組み支援を行っています。
- 子育て環境の充実を図る上で、保育士、まかせて会員や放課後児童クラブ支援員の人員確保は重要です。

方針

- 保育施設の適正配置を検討します。
- 社会ニーズに対応した新サービスの提供やサービスの拡充を適正に実施します。
- 仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。
- 保育士をはじめ放課後児童クラブ支援員やまかせて会員の人材確保を実施します。

具体的な取り組み

- ① **地域社会における子どもの居場所づくりの推進**
 - 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの充実
- ② **保育施設の整備や適正配置の検討**
 - 施設の老朽化や入所児童の減少に対応するための施設の適正配置の検討
 - 施設の生活環境などの整備
- ③ **保育サービスの資質向上**
 - 各種研修への参加促進
 - 幼児教育アドバイザーの活用
- ④ **保育士確保対策の推進**
 - 保育士確保対策の強化
 - 処遇改善の推進
- ⑤ **仕事と子育ての両立の支援**

●ワークライフバランスや関係法制度の普及・啓発

参考資料

●保育サービスの定員及び入所状況

単位：人、％

各年度４月１日現在

名称	公・私	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
渡津保育所	公立	定員	80	80	80	80
		入所人員	48	43	34	26
		充足率	60.0	53.8	42.5	32.5
めぐみ保育園	公立	定員	150	140	140	140
		入所人員	126	119	116	108
		充足率	84.0	85.0	82.9	77.1
さくらえ保育園	公立	定員	40	40	40	40
		入所人員	39	46	37	39
		充足率	97.5	115.0	92.5	97.5
谷住郷保育所	公立	定員	30	閉園		
		入所人員	17			
		充足率	56.7			
のぞみ保育園 保育部門	私立	定員	120	120	120	120
		入所人員	119	115	104	102
		充足率	99.2	95.8	86.7	85.0
敬川保育所	私立	定員	90	90	80	80
		入所人員	84	77	71	63
		充足率	93.3	85.6	88.8	78.8
波子保育所	私立	定員	30	30	30	30
		入所人員	31	31	28	27
		充足率	103.3	103.3	93.3	90.0
さくらこども園 保育部門	私立	定員	50	50	50	50
		入所人員	35	32	30	24
		充足率	70.0	64.0	60.0	48.0
あさりこども園 保育部門	私立	定員	60	60	60	60
		入所人員	55	44	46	50
		充足率	91.7	73.3	76.7	83.3
たまえ保育園	私立	定員	30	30	30	30
		入所人員	25	20	22	22
		充足率	83.3	66.7	73.3	73.3
うさぎ山こども園 保育部門	私立	定員	80	80	80	80
		入所人員	84	92	92	80
		充足率	105.0	115.0	115.0	100.0
小規模保育施設 里山子ども園わ たぼうし	私立	定員	12	12	12	12
		入所人員	13	16	13	16
		充足率	108.3	133.3	108.3	133.3
市内保育施設 合計		定員	772	732	722	722
		入所人員	676	635	593	557
		充足率	87.6	86.7	82.1	77.1
市外保育施設 入所児童数		定員	—	—	—	—
		入所人員	34	37	28	28
		充足率	—	—	—	—
保育サービス 合計		定員	772	732	722	722
		入所人員	710	672	621	585
		充足率	92.0	91.8	86.0	81.0

資料：子育て支援課

参考資料

●教育サービスの定員及び入所状況（幼稚園部門）

単位：人、％

各年度4月1日現在

名称	公・私	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
さくらこども園 幼稚園部門	私立	定員	10	10	10	10
		入所人員	1	0	0	0
		充足率	10.0	0.0	0.0	0.0
あさりこども園 幼稚園部門	私立	定員	15	15	15	15
		入所人員	8	8	6	7
		充足率	53.3	53.3	40.0	46.7
のぞみ保育園 幼稚園部門	私立	定員	15	15	15	15
		入所人員	10	9	7	5
		充足率	66.7	60.0	46.7	33.3
うさぎ山こども園 幼稚園部門	私立	定員	25	25	15	15
		入所人員	15	12	13	12
		充足率	60.0	48.0	86.7	80.0
教育サービス 合計		定員	65	65	55	55
		入所人員	34	29	26	24
		充足率	52.3	44.6	47.3	43.6

資料：子育て支援課

●放課後児童クラブの定員及び利用状況

単位：人、％

各年度5月1日現在

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津宮 放課後児童クラブ	定員	68	68	68	68
	利用人員	85	81	84	82
	充足率	125.0	119.1	123.5	120.6
江津東 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	36	20	24	26
	充足率	120.0	66.7	80.0	86.7
高角 放課後児童クラブ	定員	60	60	60	60
	利用人員	52	59	64	65
	充足率	86.7	98.3	106.7	108.3
渡津 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	37	34	26	20
	充足率	123.3	113.3	86.7	66.7
桜江 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	43	39	36	27
	充足率	143.3	130.0	120.0	90.0
川波 放課後児童クラブ	定員	20	20	20	20
	利用人員	32	22	23	23
	充足率	160.0	110.0	115.0	115.0
郷田 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	40	30	32	23
	充足率	133.3	100.0	106.7	76.7
合 計	定員	268	268	268	268
	利用人員	325	285	289	266
	充足率	121.3	106.3	107.8	99.3

資料：社会教育課

(3) 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 青少年に対する直接的な教育は学校が中心となって実施しています。しかし、地域における青少年健全育成に対する意識の醸成や学校教育に対するアプローチは、青少年健全育成協議会が各種事業を実施することにより推進してきました。
- 青少年の健全育成を図る上で、子どもに対する最初の教育の場である家庭教育に対する支援を充実する必要があります。
- 青少年を取り巻く環境が複雑化する中、ひきこもり・ニート・発達障害などの問題は深刻化しており、従来の個別分野における縦割りの対応ではなく、総合的に支援するためのネットワーク整備が求められます。

方針

- 家庭・学校・地域などが連携し、「命を大切にする心、郷土を愛する心」を育む教育を進めるとともに、家庭教育を支援し青少年の健全育成を推進します。
- 地域コミュニティでのまちづくり計画において、青少年健全育成のための「見守り」についての目標を検討します。

具体的な取り組み

① 命を大切にする心の教育の推進

- 「赤ちゃん登校日」の推進
- 学校の職場体験における保育体験学習の推進
- 保育施設と小学校との交流事業の推進

② ふるさと・キャリア教育の推進

- 地域の伝統文化や自然を活用し、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進
- 今の学びと未来の生活のつながりを意識し、子どもたちの自立をめざす教育の推進

③ 青少年の育成支援

- 地域と学校が一体となった子どもたちの活動を見守る地域づくりの推進
- 青少年育成団体の活動支援や指導者育成の推進
- 親学講座の開催
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を支援するためのネットワーク整備

(4) 結婚の環境整備

現状と課題

- 未婚率の推移に一部で改善が見られるも依然未婚率が高い割合で推移しています。
- 多様な生き方が認められる地域の形成が社会の要請とされており、個々の価値観や多様性を尊重することが社会の発展にも必要なこととする観点も重要です。
- 以前はあった地域活動や各種団体の活動に起因する若年層のつながりが少なくなっています。

方針

- 従来の枠組みにとらわれない市民活動の中で、特に若い世代がつながりを持つ機会を創出するための活動と企業などが行う結婚につながるような取り組みを支援します。
- 若い世代に向けた人生設計や、結婚について考える機会を提供します。

具体的な取り組み

① 結婚支援の充実

- 江津はぴこ会並びに恋活応援団等の主体的な結婚促進活動への支援

② 若年世代からの結婚観の醸成

- 高校生へのライフプラン支援事業

1. 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり

1-4 施策4 健康で活動的な長寿のまちづくり



施策の体系

健康で活動的な長寿の
まちづくり

(1) 健康づくりと疾病予防の推進
(2) 医療体制・制度の充実

(1) 健康づくりと疾病予防の推進

現状と課題

- 本市の平均寿命と平均自立期間は、保健事業の推進により、少しずつ改善はしていますが、依然として県平均よりは短い状況で推移しています。
- 健康づくり（介護予防も含む）、生活習慣病対策については、少しずつではありますが、平均寿命の延伸や介護保険における要介護認定率の改善などの効果が出ています。
- 高齢者については、健康づくりを推進してきた世代が減少しており、地域保健を担う人材の育成、取り組みの継承も必要となっています。
- 生活習慣病対策における優先的課題として、循環器疾患対策を重点に取り組んでおり、発症予防、早期発見のための啓発だけではなく、重症化予防についても取り組みを進めています。
- 子どもから高齢者まで生涯にわたって、関係機関と連携した切れ目のない健康づくりが求められています。

方針

- 健康づくり（介護予防も含む）、生活習慣病対策を推進するとともに、課題を分析して重点的に実施する取り組みを強化します。
- 特に生活習慣病対策として、重症化予防の推進と青壮年層への取り組みを強化します。
- 高齢者の健康づくりのため、地域保健を担う人材の育成、医療・保健・介護の連携による健康づくりの構築などによりフレイル（虚弱）予防と介護予防の一体的な取り組みを進めます。
- 家庭、地域、職域、学校を通じた一貫性・継続性のある健康づくりを進めます。

具体的な取り組み

① 介護予防・生活習慣病対策の強化

- 各種健診の受診率の向上・充実
- 介護予防事業の推進
- 受けやすい各種健診の環境整備

- 健康無関心層へのアプローチ
- 各地域コミュニティ組織や職域組織との連携・支援活動
- 健診結果やレセプトを活用した個別支援の充実
- 医師会、医療機関との連携

② **医療・保健・福祉の連携による健康づくり支援体制の充実**

- 保健及び病診連携の充実
- 介護、福祉機関との連携体制の推進

(2) 医療体制・制度の充実

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進む中、医療を取り巻く環境は脆弱な状況にあり、持続的な地域医療の提供が課題となっています。
- 本市の地域医療体制については、公的病院では慢性的な医師不足が続いており、即座に解消することは困難となっています。また、診療所においても医師の高齢化や後継問題など多くの課題を抱えています。今のところは、行政と病院が情報共有、連携を取りながら、救急医療、周産期医療体制の維持を図っている状況となっています。
- 派遣元の医師不足もあり、根本的な課題解決ができない状況となっていますが、地域医療の課題について共通認識を持って、公的病院と医師会による連携法人の設立など新たな取り組みも進められています。
- 平成 30 年度から始まった新しい国民健康保険制度は、新たに県も保険者として財政運営の責任を負うこととなり、事業運営の安定化が図られています。また本市においては、保険料について高い収納率を維持し安定的な収入を確保する一方で、医療給付費は平成 30 年度から大きな伸びを見せており、将来的な保険料負担の増加が懸念されます。
- 75 歳以上の人が入会する後期高齢者医療制度においては、資格管理や保険料収納、各種申請書の受付といった保険給付に必要な事務事業を適切に行うとともに、心身の健康と生活機能の維持増進による生活の質の向上を図るため、今後介護予防事業などとの一体的な取り組みを含めた保健事業の充実が必要となっています。

方針

- 救急、周産期医療の維持のため、現状の非常勤医の派遣なども交えての対応に努めます。また、今後の医療体制の確保については、人口減少や患者動態の状況を踏まえた浜田医療圏での中核病院の機能分担を検討します。
- 在宅医療体制については、病診連携だけでなく、医療・介護連携を推進する医療体制、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、単に医師・看護師の確保を図るのではなく、地域包括ケアシステムの構築に必要な医療、介護従事者の確保対策を進めます。
- 国民健康保険事業や後期高齢者医療事業については、保険料の収納対策などにより適正な収入の確保を図るとともに、事業の安定的な継続と被保険者の健康保持増進のため、関係機関と連携を図りながら医療費の分析とその状況に合わせた効果的な保健事業の実施に努めます。

具体的な取り組み

① 医師・看護師確保対策の推進

- 医師・看護師確保対策のための情報把握
- 地域枠推薦入学制度及び修学資金貸付制度の活用促進
- 医師・看護師の資格取得（スキルアップ）への支援強化

② 病院・診療所連携、医療・介護連携に対応する医療体制の強化

- 病院と診療所の連携強化による医療体制の充実
- 予防、検診、介護、福祉と連携した医療体制の確立
- 在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療・介護連携の推進

③ 医療保険事業の健全運営

- 医療費の現状についての詳細な分析
- 市民の健康づくりと医療費適正化を図るための実効性のある保健事業の実施
- 医療と介護の連携強化
- 適正な保険料収入確保のための収納対策の実施

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-1 施策1 災害に強いまちづくり



施策の体系

災害に強いまちづくり

- (1) 治山・治水などの推進
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 災害防除事業の推進

(1) 治山・治水などの推進

現状と課題

【治山】

- 森林の適所に保安林を指定し保全することで水源のかん養、土砂流出の防止、風水害の防止などが図られています。また、土砂災害防止対策として、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業などが実施されています。

【治水】

- 本市は、江の川下流域に位置し、豪雨時には江の川流域の雨水が流入するため、河川の氾濫や堤防の決壊など、古くから水害に悩まされてきました。
昭和47年の大水害以降、江の川治水事業が促進されてきましたが、江の川上流域（広島県側）に比べ江の川下流域（島根県側）の堤防整備は著しく遅れ、無堤地域が多数残されています。
そうした中、近年では平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と4年で3度の豪雨災害により多くの浸水被害を被りました。令和6年12月には江の川水系河川整備計画が変更され、計画に基づくさらなる事業の促進が求められます。
- 江の川の緊急対策特定区間における事業先行区間12か所の整備方針が決定し、うち3か所（大口（上）、仁万瀬、花河原）は事業完了しました。その他の区間においても、早期の工事着手及び事業促進が求められます。
- また、八戸川においても昭和47年の大水害以降、治水事業が促進されてきました。しかしながら、平成25年豪雨災害による浸水被害を契機に八戸川流域河川整備計画の見直しが検討されている最中、平成30年7月豪雨災害により下流域において甚大な浸水被害を被りました。令和3年11月には八戸川流域河川整備計画が変更され、災害復旧事業、災害関連事業と併せ、計画的な整備を実施しており、八戸川流域では河川等災害関連事業が完了しました。現在、八戸川単河川災害関連事業を実施しています。引き続き、河川整備計画に基づく計画的な整備が求められています。
- 都治川においては、令和6年3月に策定された江の川水系下流支川域河川整備計画の変更に基

づき、計画的な整備が求められます。

【海岸保全】

- 海岸線は、日本海特有の強い風と波の影響を受け、海岸浸食や河口閉塞による住宅や道路への被害対策が必要となっています。

方針

- 風水害など自然災害の防止や国土の保全を図るため、保安林や地すべり対策など、森林の保全とともに、江の川及び八戸川、田津谷川、都治川の河川整備などの促進、治山・治水の推進、海岸浸食や河口閉塞の防止に努めます。

具体的な取り組み

① 治山の推進

- 保安林の指定と保全による土砂災害などの未然防止
- 砂防指定地区、急傾斜地崩壊危険地区などの土砂災害防止事業の推進

② 治水の推進

- 江の川及び八戸川、田津谷川、都治川の河川整備の促進

③ 海岸保全

- 海岸保全区域の事業計画に基づく浸食対策事業の促進

(2) 防災・減災対策の推進

現状と課題

- 本市では、スプリアス問題や、老朽化が懸念されていた同報系防災行政無線について、デジタル化への移行作業を実施し、完了しました。今後は同報系防災行政無線戸別受信機の普及率向上に向けた取り組みが必要になります。
- 各地域コミュニティに自主防災組織がつくられ、多様な防災訓練、避難訓練の実施により、地域住民の防災意識は向上しています。
- 江津市建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設などは耐震化を進めています。平成 29 年度には桜江総合センター、令和元年度は渡津小学校屋内運動場を実施しました。また、郷田小屋体耐震診断、B&G 海洋センター耐震診断を実施。その他に使用しなくなった公共施設の解体を実施しました。また、令和 4 年に川越地域コミュニティ交流センター・防災拠点施設を建設しました。
- 平成 30 年度から通行障害既存耐震不適格建築物の補助制度を創設しましたが、対象建築物の耐震診断を 3 件実施しました。
- 木造住宅の耐震化促進事業は令和元年度から補強計画費、解体除却費の補助メニューを拡充し、申請が増加傾向にあります。
- 避難行動要支援者登録制度により消防や警察、自主防災組織などの関係機関と情報を共有し、避難体制の構築に向けた連携を強化する必要があります。
- 江津市と社会福祉協議会が令和 5 年 9 月に締結した「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、災害発生時には、ボランティア活動や被災者支援に必要な情報を両者が共有し、連携・協力していくとともに災害時のボランティアの受け入れ体制を整備する必要があります。

方針

- 災害に備え、安全・安心な避難場所の確保・充実を図るとともに、自主防災組織との連携により、避難行動要支援者の避難体制の構築を推進します。
- 防災マップを活用した避難訓練、防災研修を充実させ、住民の災害に対する意識の向上を図ります。
- 公共施設、住宅などの耐震化率の目標に向かって、着実に耐震化率の向上をめざします。特に住宅は、耐震診断が義務ではないため、関係団体などと連携して、出前講座などを行い、耐震化を促進します。
- 突然の災害に備え、災害発生時だけでなく、平時においても防災・減災のための関係機関との連携強化を図ります。
- DX ツールを活用した情報発信の多様化を図ります。
- 地区防災計画策定支援、出前講座による地域防災力向上支援を実施します。

具体的な取り組み

① 消防体制の整備

- 常備消防組織、消防団組織の構成・適正配置の推進
- 消防施設・設備の整備・改修
- 消防水利の確保

② 災害避難場所の整備

- 公共施設の避難場所としての整備・改修
- 災害時の避難場所となる公園や広場のオープンスペースとしての整備

③ 自主防災組織の活性化

- 地域住民や地域組織、事業所が連携した自主防災組織の活動支援

④ 災害情報伝達手段の高度化・多様化

- 防災行政用無線の加入を促進するとともに、携帯電話への防災メール送信、LINE、CATV を利用した災害情報発信など、多様な情報伝達手段の構築
- 防災マップの更新

⑤ 耐震診断・耐震改修の促進

- 江津市建築物耐震改修促進計画に基づく公共施設及び特定建築物の耐震化の推進
- 住宅や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断・耐震改修の促進

⑥ 災害ボランティアの受入、支援

- 被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できる拠点として、災害ボランティアセンターの設置支援

(3) 災害防除事業の推進

現状と課題

- 市が管理する道路において、落石や冠水などが懸念される箇所は、災害が発生する前に対策を行う必要があります。
- 本市の約80%は山間部であり、ひとたび災害が発生すると、山間部の集落の孤立化や、運送業などに多大な影響を及ぼすことが懸念されます。また、近年、多発するゲリラ豪雨などにより市内各所で市道が冠水する被害が発生しています。そのため、災害防除事業を実施することで災害を未然に防ぎ、市民や来訪者の安全・安心を確保する必要があります。

方針

- 豪雨や豪雪などによる被害を防止するため、災害に強く、安全安心な暮らしを守るため、災害防除事業を推進します。

具体的な取り組み

① 排水機能の強化

- 道路排水施設における冠水対策、排水機能の改善・強化を推進

② 落石対策の推進

- 落石危険箇所の整備を推進

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-2 施策2 地域を支える道路交通体系づくり



施策の体系

地域を支える
道路交通体系づくり

(1) 道路網の整備
(2) 総合的な交通ネットワークの充実

(1) 道路網の整備

現状と課題

- 本市の幹線道路は、浜田自動車道とリンクした江津道路、一般国道9号及び261号が東西南北軸を形成しています。
- 平成28年4月に山陰道福光・浅利道路が事業化され、東西軸を形成する主要幹線である山陰道の事業推進が求められています。残された、浅利・江津間については当面の間、平成31年3月に全線開通した県道浅利渡津線の利用となりますが、今後の整備方針なども含めた事業計画の樹立などへ向けた動きが必要となります。
- 南北軸としては、国道261号を柱としているものの、昭和40年代に整備された旧道路構造規格によるものであり、道路線形、幅員構成などについて2次改築の必要があります。
- 国道9号、国道261号などの主要幹線道路を補完する県道には、未改良区間が残り、市民生活の利便性はもとより、災害時の通行の確保や産業振興、観光振興などでのアクセス性に課題を残しています。
- 市道については、主要な幹線道路の改良整備は概ね達成していますが、幅員狭小な道路では未整備箇所が多く、救急車両や福祉車両の進入に支障をきたしています。また、道路施設の老朽化に伴う長寿命化などの対策や、落石や冠水などが懸念される箇所において災害が発生する前に対策を実施するなど災害防除の推進が急務となっており、安全な通行確保に課題が生じています。

方針

- 市中心部と周辺各集落を円滑につなぐ「全市 30 分道路網」の構築を図るため、幹線道路網の整備や生活道路改良を促進します。
 - ・ 山陰自動車道（福光・浅利道路）の事業促進及び残区間の事業化推進
 - ・ 国道 261 号の改良促進
 - ・ 主要な県・市道の改良促進
- 市道の改良促進については、幹線道路の改良整備は概ね達成していることから、今後は、山陰自動車道や主要な国県道へのアクセス道路、併せて長寿命化対策や落石対策などを行い、生活基盤を支える道路としての機能強化を重点に実施します。

具体的な取り組み

- ① **山陰自動車道の東伸**
 - 山陰自動車道等(福光・浅利道路)の事業促進
 - 江津 I C から(仮称)浅利 IC 間の事業推進に向けた関係機関との連携強化
- ② **国道 261 号の改良促進**
 - 利便性・安全性の向上を目的とする整備改良の促進
- ③ **主要な県・市道の改良促進**
 - 「全市 30 分道路網」を確立するための主要な県・市道の改良促進
 - 旧市街地などの密集住宅地における区画道路の整備
 - 道路施設の長寿命化対策
 - 災害防除事業の推進

(2) 総合的な交通ネットワークの充実

現状と課題

- 人口減少やマイカーの普及、高齢者の運転免許保有率の上昇に伴い、公共交通の利用者数は減少が続いています。その結果、鉄道や路線バスの本数も減少傾向にあります。
- そのため、令和5年に江津市地域公共交通計画が策定され、利用者の生活実態にそくした公共交通の供給・運行体制の構築を推進する必要があります。
- 公共交通事業者においても、乗務員の高齢化が進む中で、人材確保が事業継続の大きな課題となっています。
- 一方で、高齢者の運転免許返納者数は増加傾向にあり、自家用車を手放した後の移動の確保が今後課題になると考えられます。
- 高齢化がさらに進むと、駅やバス停への移動が困難になる高齢者が増えることも予想されます。
- 情報技術の発達で、今後公共交通をはじめとした移動手段に影響を与えると考えられます。

方針

- 地域の特性や公共交通機関の特長を考慮しながら、移動手段の確保に努めます。
- 江津版 MaaS の構築に向けた具体的な取組を推進します。

具体的な取り組み

- ① 公共交通ネットワークの構築
 - まちづくりと連携した地域公共交通網の構築
 - 需要に応じた利便性の確保
 - 利用しやすい公共交通の環境づくり
 - 持続可能な運行体制の構築

参考資料

●市内で運行している生活交通（バス事業）

事業名	主な路線
生活交通バス運行事業	井沢町～跡市町、桜江町、川平町～嘉久志町、川平、上津井・波積、有福・千田、川戸～長谷、有福温泉～江津駅前
地方バス路線維持対策事業	周布～有福温泉～江津駅、外17路線（民間バス路線）

資料：商工観光課

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-3 施策3 住民ニーズに対応するための情報環境づくり



施策の体系

住民ニーズに対応する
ための情報環境づくり

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

(1) 情報・通信基盤の整備・活用

現状と課題

- 市域のほぼ全域のCATV網の整備により、テレビの難視聴は解消しました。
- 江津工業団地も含めて市域の海岸に近い地域において民間の通信事業者の超高速通信サービスが利用可能となっています。
- 旧桜江地域はケーブルテレビ事業者の下り最高30Mbps、旧江津市の中山間地域は最高100Mbpsのインターネットサービスの利用が可能となっています。また、旧桜江地域の下り100Mbps化について検討をしています。
- 企業活動では下りだけでなく上りの速度も重要であり、今後方策を検討する必要があります。
- 今後、携帯電話の超高速の通信規格5Gが普及すると考えられ、5Gの利活用を進める必要があります。
- スマートシティ江津推進構想に基づき、市民サービスのデジタル化を推進し、利便性を向上していきます。

方針

- 携帯電話不感地域の把握と情報格差の解消を図ります。
- インターネットなどを活用した行政手続きのオンライン化を推進します。

具体的な取り組み

- ① 高速通信環境整備の促進と情報格差の解消
 - CATVへの加入促進
 - 携帯電話不感地域の把握と情報格差の解消の促進
- ② ICT社会に対応した市民サービスの向上
 - インターネットなどを活用した行政手続きのオンライン化の推進

2. 基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

2-4 施策4 安全で快適な生活環境づくり



施策の体系

安全で快適な
生活環境づくり

- (1) 安全で安定的な飲料水の供給
- (2) 下水道整備
- (3) 衛生環境の充実
- (4) 市街地の計画的な整備
- (5) 住宅・住環境の整備
- (6) バリアフリーの推進
- (7) 景観形成の推進
- (8) 地域の安全・安心対策
- (9) 施設の長寿命化の推進

(1) 安全で安定的な飲料水の供給

現状と課題

- 本市では、平成 28 年度に策定した江津市水道事業経営戦略に基づき施設・管路の整備を行っています。漏水が多発している管路を優先的に更新したことにより有収率の向上につながっています。
- 給水人口が減少傾向にあり収益が減少していますが、安全で安定的な飲料水の供給を継続していくためには、計画的な施設の更新・修繕を行っていく必要があります。
- 平成 30 年度、江津市水道事業の資産の総合管理を行うためアセットマネジメントを実施して現有の水道施設の状況を把握し、将来にわたって維持管理する施設の耐震化・更新計画策定のための基礎資料を作成しています。

方針

- 江津市水道事業経営戦略に基づき計画的に水道施設の整備を行います。

具体的な取り組み

① 水道施設の計画的な整備

- 老朽化した管路の更新及び機械設備などの適切な周期に応じた更新
- 重要給水施設へ送る管路（基幹管路）の耐震化
- 配水池などの主要施設の改良

参考資料

●水道事業の推移【江津市全体】

区 分	行政区域内 人口（人）	年度末現在 給水人口（人）	普及率 （％）	年間総給水量 （㎡）	1 日平均 給水量 （㎡）
令和元年度	23,251	21,835	93.91	2,158,880	5,915
令和2年度	22,873	21,467	94.00	2,173,363	5,938
令和3年度	22,312	21,021	94.21	2,152,148	5,896
令和4年度	21,932	20,633	94.08	2,102,310	5,760
令和5年度	21,464	20,290	94.53	2,069,137	5,653

※行政区域内人口：住民基本台帳各年度3月末時点

資料：水道課

(2) 下水道整備

現状と課題

- 国は「汚水処理の 10 年概成」の方針を掲げ、令和 8 年度末において全国で汚水処理人口普及率 95%を目指すとしています。
- 県では平成 30 年度に策定された「生活排水処理ビジョン第 5 次構想」により令和 8 年度の汚水処理人口普及率を 87%以上と目標設定されています。
- 本市における生活排水処理施設の普及状況を表す汚水処理人口普及率は、令和 5 年度末には 57.4%で、県の 83.8%、国 93.3%に比べかなり下回っています。
- 令和 6 年度に下水道全体計画及び事業計画の変更により、下水道の計画区域を見直したため、計画区域内での令和 8 年度末概成を目指します。

方針

- 本市の下水道は令和 8 年度末をもって概成し、令和 9 年度以降は合併処理浄化槽での整備を促進して単独処理浄化槽や汲み取り便所からの転換促進に努めます。

具体的な取り組み

- ① 普及率向上と計画的な整備
 - 事業計画区域の整備推進
 - 処理施設の長寿命化対策の推進
 - 経営の効率化・合理化、健全化を推進
- ② 合併処理浄化槽の普及促進
 - 下水道整備対象区域外の生活環境改善
- ③ 市街地の浸水対策の推進
 - 公共下水道による雨水対策の推進

参考資料

●江津市下水道基本構想

事業種別	処理区名	計画区域 面積 (ha)	計画人口 (人)	計画 汚水量 (m ³ /日)	備 考
公共下水道	江津西	257.0	5,690	2,750	平成 14 年事業着手 平成 18 年一部供用開始
	波子	31.2	470	750	平成 13 年事業着手 平成 17 年一部供用開始
農業集落排水	桜江中央	70.6	960	288	平成 9 年度事業着手 平成 13 年度事業完了 平成 13 年度供用開始
	川越	40	280	84	平成 14 年度事業着手 平成 18 年度事業完了 平成 18 年度供用開始
小規模集合排水	長谷	1	30	10	平成 13 年度事業着手 平成 13 年度事業完了 平成 13 年度供用開始
合併処理浄化槽	江津・桜江	—	9,540	—	
合計		399.8	16,970	3,882	

資料：江津市下水道基本構想及び江津市公共下水道全体計画

(3) 衛生環境の充実

現状と課題

- 本市で発生する不燃ごみは島の星クリーンセンター、資源ごみは江の川リサイクルセンターで処理され、再資源化または最終処分されています。両施設とも稼働開始から 22 年以上が経過し、各設備の老朽化が進行していることから施設改修の必要性に迫られています。改修にあたっては、廃棄物の排出状況の変化などから施設における処理方法の見直しなどの検討が必要となっています。
- し尿処理は、老朽化した施設の更新並びに事業費の縮減を図ることを目的として、平成 27 年度より公共下水道との汚水処理施設共同整備事業を進めており、平成 31 年 4 月から公共下水道との汚泥共同処理施設となった江津浄化センターで、従来の江津地区に加え桜江地区のし尿・浄化槽汚泥を含め一括処理を行っています。
- 江津斎場では、清光苑閉鎖の混乱もなく、指定管理者による運営状況も良好ですが、今後施設や設備の修繕などの適正な管理が必要となっています。

方針

- ごみ処理施設については、適正な維持管理および改修工事の実施により、施設・設備の長寿命化に努めます。
- 汚泥共同処理施設については、施設の適正な維持管理に努めます。
- 火葬場については、適正な維持管理による施設の長寿命化に努めます。

具体的な取り組み

- ① **ごみ処理施設、火葬場、汚泥共同処理施設の適正な管理**
 - ごみ処理施設の処理フローの見直しを含む施設の改修などの検討
 - 江津斎場の適正な管理・運営
 - 公共下水道を活用した、し尿・浄化槽汚泥処理の推進
 - 桜江地区のし尿・浄化槽汚泥処理の江津地区での一括処理

(4) 市街地の計画的な整備

現状と課題

- 駅舎及び駅前広場の整備については国土交通省や JR など関係機関と協議・検討を実施しています。
- 持続可能な自治体運営のため、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換が必要です。
- 第3期江津地区都市再生整備計画に基づき市営住宅西玉江団地を整備しました。
- 都市計画道路においては長期未着手道路への対応が必要です。
- 組合施行蛭子北土地区画整理事業の施行により良好な市街地が形成されています。
- 所有者不明土地や管理不全土地の増加による生活環境の悪化、防災・復旧時に支障となることが懸念されています。地籍調査の成果は個人の権利保護や土地の流動化に資するほか各種施策の基礎資料に利活用されることから、ひきつづき新たな効率的な手法を取り入れながら地籍調査事業を推進していく必要があります。

方針

- 江津市立地適正化計画に基づく都市拠点と居住拠点の形成を推進します。
- 市域の土地利用の基盤となる地籍調査を推進します。

具体的な取り組み

- ① **都市拠点区域の整備**
 - 江津駅及び駅前広場の整備方針の検討
 - 国道9号歩道整備など、都市拠点区域内の歩行者動線の整備
 - 江津駅前地区における空き店舗活用、新規出店者への支援
- ② **都市計画道路の整備**
 - 都市計画道路福光浅利線の整備促進
 - 長期未着手都市計画道路の計画見直し
- ③ **都市公園、緑地の整備**
 - 江津中央公園及び菰沢公園の長寿命化対策の促進
 - 居住拠点区域における広場、街区公園の整備
- ④ **地籍調査の推進**
 - 未調査地域における地籍調査の推進

(5) 住宅・住環境の整備

現状と課題

- 市営住宅の大半は耐用年数を超過しており、市民ニーズに対応できない住戸が増加しています。
- 江津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、都市計画と連動した計画的な集約建替えや個別修繕が必要です。
- 古くからの既成市街地においては狭あい道路が多いため、計画的な拡幅整備が必要です。
- 江津市空家等対策計画に基づき、老朽化した危険な空家に対しての処置並びに空き家の適切な管理・活用を促していきます。
- 良好な住宅市街地を形成する視点での下水道整備や身近な公園広場が必要です。

方針

- 居住拠点区域を中心に良好な住環境を形成すると共に、市営住宅の在り方について検討します。

具体的な取り組み

- ① **密集住宅市街地の住環境改善と狭あい道路の拡幅整備**
 - 東高浜地区密集住宅市街地の住環境整備の推進
 - 本町地区の歴史的建造物を活かした住環境整備の推進
 - 既成市街地、集落における狭あい道路の拡幅整備の推進
- ② **空き家・空き地対策の推進**
 - 江津市空家等対策計画に基づく老朽危険空家除去支援事業と空き家利用の推進
 - 空き地の利活用支援の推進
- ③ **市営住宅の整備**
 - 都市計画と連動した老朽市営住宅の集約建替えの推進
 - 市営住宅の長寿命化計画の見直しによる計画的な個別修繕の推進

参考資料

●公営住宅ストック状況（令和7年1月現在）

区分	団地名	構造	戸数	建築年度	耐用年数
市営住宅	江津中央団地	中耐	80	2007～2011	1/2 未超過
	西玉江団地	中耐	15	2023	1/2 未超過
	浅利団地	簡平	12	1969	超過
	浅利長者原団地	簡平	4	1970	超過
	尾浜団地	簡二	20	1974	超過
	浅利旭団地	簡二	20	1979～1980	超過
	浅利曙団地	中耐	60	1981～1987	1/2 超過
	敬川団地	簡二	42	1971～1974	超過
	跡市団地	簡平	4	1984	超過
	渡団地	簡二	4	1972	超過
	市山団地	簡二	6	1978	超過
	養路団地	簡二	4	1984	1/2 超過
	今田1号棟団地	中耐	6	1985	1/2 超過
	今田2号棟団地	中耐	12	1986	1/2 超過
	谷住郷団地	木造	10	1993	超過
	風の里団地	木造	4	2001	1/2 超過
	今田災害特別団地	木造	1	1983	超過
	三田地災害特別団地	木造	1	1983	超過
定住促進住宅	定住小田中団地	木造	2	1992	超過
	定住谷住郷団地	木造	4	1993	超過
	定住今田第2団地	木造	6	1998	1/2 超過
	定住小田第2団地	木造	12	2001	1/2 超過
	定住長尾団地	木造	10	1994～1995	超過
公社賃貸住宅	江尾1号棟団地	簡二	4	1983	1/2 超過
	江尾2号棟団地	簡平	4	1987	超過
	公社長尾第2団地	木造	6	1996	1/2 超過
	公社今田第2団地	木造	6	1997	1/2 超過
	公社和田団地	木造	8	2000	1/2 超過
	公社風の里団地	木造	4	2001	1/2 超過
都市再生住宅	都市再生東高浜団地	中耐	5	2011	1/2 未超過
合計 30 団地 376 戸					

(6) バリアフリーの推進

現状と課題

- 平成 22 年度に策定した江津市バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者などにやさしいまちづくりを目指しています。
- 江津駅前地区において、歩道の拡幅整備、電線類の地中化による無電柱化が進行しています。
- 公共施設のトイレ改修、スロープの設置などのハード整備は適宜進めています。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」にも取り組んでいます。

方針

- 平成 22 年度策定の江津市バリアフリー基本構想を見直し、ハードとソフトの両面の計画的なバリアフリー化を推進します。

具体的な取り組み

- ① **バリアがない移動空間の確保**
 - 公共建築物、公的建築物のバリアフリー化の推進
 - 道路、公園、河川、海岸のバリアフリー化の推進
- ② **都市拠点をバリアフリー重点整備地区と位置付けた面的バリアフリーの推進**
 - 国道 9 号の歩道拡幅整備の推進
 - 江津駅前広場の整備検討
- ③ **バリアフリー情報の提供**
 - 高齢者、障がい者、妊婦、子どもを連れた人などの生活を支援する情報提供の充実
 - 情報バリアを除くため、情報を容易に取得できる環境の整備

(7) 景観形成の推進

現状と課題

- 平成 26 年度に江津市景観計画を策定し景観条例を施行しているものの、短期計画としての景観まちづくりは停滞しています。
- 江津市景観計画は、「自然の景観」「歴史と文化の景観」「生活と営みの景観」より構成される幅広い分野を包含していますが、市民への啓発が十分ではありません。
- 赤瓦景観の保全・創出・継承は、赤瓦利用促進補助事業や出前講座により、広く市民に浸透しつつあります。

方針

- 市民の郷土への誇りと愛着を醸成するものの一つが景観であることから、市民との協働により景観まちづくりを推進します。

具体的な取り組み

① 景観形成制度の運用

- 景観計画の周知と届出の円滑な運用
- 景観形成重点地区と赤瓦景観保全地区における景観形成の推進

② 景観資源の保全と活用

- 石州赤瓦利用促進補助制度の充実と石州赤瓦景観の情報発信
- 屋外広告物の景観誘導と景観阻害要因の適切な景観誘導
- 江津駅前地区の景観整備
- 江津本町地区の街なみ環境整備事業の推進
- シビックセンターゾーンの景観保全
- 江の川沿いの桜並木の保全、整備
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

③ 景観まちづくりに関する市民意識の向上

- 赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクールや景観フォトコンテストの開催
- 景観講演会やシンポジウムの開催

(8) 地域の安全・安心対策

現状と課題

- 本市では、自治会の防犯灯をＬＥＤ化するとともに、自治会の電気料金の負担を軽減しています。
- 市内の交通事故全体の件数は年々減少していますが、高齢者が当事者となる事故の割合は、高い状況となっています。
- 消費生活相談員を配置し、相談体制の強化、啓発活動を行っています。一方、消費生活センターは未設置のままとなっています。
- 市内の交通事故等の総数は減少していますが、全国では児童や生徒が巻き込まれる事故が多く発生しており、未然に事故を防ぐことが困難となっています。

方針

- 防犯灯の新設（移設）に係る経費を補助することにより、犯罪の抑止力向上に向け、より効果的な場所への設置を促進して安全・安心のまちづくりを推進します。
- 子どもと高齢者の安全な通行の確保、高齢運転者の交通事故防止など各関係機関と協力し交通安全対策を推進します。
- 年々増加する消費者問題に対応するために消費生活センターを設置し、さらに取り組みを強化します。
- 通学路を中心とした市道の改良工事、道路付属物等の点検について、江津市通学路安全推進会議と連携した安全対策を実施します。

具体的な取り組み

① 防犯活動の充実

- 市民の防犯意識の啓発や防犯自治会などの活動支援
- 地域で整備する防犯灯設置の支援
- 登・下校時での声かけ運動やパトロール活動の推進

② 交通安全対策の推進

- 安全施設の調査の実施
- 通学路となっている市道の改良工事、道路付属物等の点検、修繕の実施
- 地区交通安全対策協議会など、関係機関の推進体制の強化

③ 消費者保護の推進

- 賢い消費者育成のための消費者教育と啓発活動
- 消費者や消費者センターとの連携強化

参考資料

●交通事故（人身事故）発生状況

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人身事故	件数（件）	14	17	28
	死者（人）	0	0	0
	傷者（人）	15	20	33

資料：県警察本部「交通年鑑」

(9) 施設の長寿命化の推進

現状と課題

- 高度成長期に大量に建設された構造物の多くは老朽化が進み、このままでは維持補修に係る費用の増大が懸念されます。
- 老朽化した施設の長寿命化のため、優先順位を付け補修・更新を実施する必要があります。また、道路パトロールを強化することにより、事故などを未然に防止する必要があります。

方針

- 橋梁などの維持補修や道路の維持管理を計画的に実施することにより、安全で快適に通行できる道路環境の整備に努めます。

具体的な取り組み

① 道路・橋梁などの計画的かつ効率的な点検・補修

- 道路・橋梁のパトロール、道路台帳整備、道路占用・使用の管理、必要な箇所の道路用地確保の促進
- 道路・橋梁長寿命化修繕計画に沿った補修の実施
 - ・橋梁の個別施設計画
 - ・舗装の個別施設計画
 - ・付属物の個別施設計画
- 道路・橋梁の健全性を把握するため定期点検の実施

基本目標3

いきいきとした人づくり・地域づくり

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-1 施策1 伝統文化を守り育てるまちづくり



施策の体系

伝統文化を守り育てる
まちづくり

(1) 伝統文化及び文化財の保護
・継承と文化活動の活性化

(1) 伝統文化及び文化財の保護・継承と文化活動の活性化

現状と課題

- 本市には、国指定文化財3件、県指定文化財7件、市指定文化財54件など、指定外の文化財も含めると400件以上と多数の文化財があります。
- 文化財は、わが国の歴史、文化などの正しい理解のため、欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展をなすものとして、文化財保護法のもと、国民全体で大切に守らなければならない文化的財産です。
- 文化的財産の保護については、すべてをカバーできる職員の確保ができておらず、地域の協力を得ながら、保護に努めています。
- 学校や地域に対して出前講座などにより、文化的財産を継承していくことへの理解は深まっていますが、展示施設の新設が課題となっています。

方針

- 図書館と歴史民俗資料館を併設した新施設を建設し、図書館職員とも協力しながら、地域ボランティアグループの活動拠点として地域伝統文化の継承を推進します。

具体的な取り組み

① 文化的財産の保存伝承

- 伝統文化・伝統芸能などの保存伝承の推進
- 文化財の保護及び活用の推進
- 埋蔵文化財の調査・活用の推進

② 地域文化の振興

- 市民が充実した文化活動に取り組む環境づくりの推進

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-2 施策2 豊かな創造性を育む人づくり



施策の体系

豊かな創造性を育む
人づくり

- (1) 学校教育環境の整備
- (2) 学校教育の充実
- (3) 多文化共生と国際文化交流の推進
- (4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

(1) 学校教育環境の整備

現状と課題

- 本市では少子化による児童、生徒の減少に伴う小中学校の統廃合により、令和6年5月現在で小学校は7校、中学校は4校となっています。
- 平成23年3月に策定した「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、地域の実情に応じ、関係者の理解を得ながら、子どもたちの「より良い教育環境」を維持するため、西部統合小学校の建設に着手し、令和11年度末に開校を計画しています。
- 適正規模を図るために、第2次学校整備再編基本計画に基づき学校統合を進める必要があります。しかし、更なる少子化の進行や地域事情などを考慮すると、現在の再編計画のもとで進めることは困難であり、第3次学校整備再編基本計画の早期策定を行います。
- また、学校は災害時には地域住民の避難所としての役割もありますが、その大半は建築後40年以上を経過していることから、耐震対策や防災機能の強化などが求められています。

方針

- 小中学校施設の改築及び改修の優先順位などを勘案した「学校施設等長寿命化計画」を策定し、中長期的な視点に立った予防保全措置による管理手法の転換を図り、児童・生徒の安全安心に努めます。
- より良い教育環境を確保するため、西部統合小学校建設事業及び第3次学校整備再編基本計画の策定を進めます。

具体的な取り組み

① 小中学校の年次計画的な整備

- 第2次学校整備再編基本計画に基づく西部統合小学校の建設
- 第3次学校整備再編基本計画の策定
- 学校施設等長寿命化計画に基づく大規模改修などの長寿命化の推進

② 学校給食施設、設備の計画的な整備

- 調理設備、備品及び給食配送車などの計画的な更新

参考資料

■市内の小中学校、高等学校、大学校

●小学校

区分		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数（校）			7	7	7	7	7
学級数（学級）			66	68	67	66	66
教員数（人）			112	114	108	109	105
児童数	総数（人）		979	997	977	966	944
	1 年生（人）		174	162	159	140	153
	2 年生（人）		167	175	165	160	142
	3 年生（人）		167	167	168	164	159
	4 年生（人）		151	168	165	170	160
	5 年生（人）		171	153	168	163	167
	6 年生（人）		149	172	152	169	163

資料：教育委員会

●中学校

区分		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数（校）			4	4	4	4	4
学級数（学級）			32	29	28	27	26
教員数（人）			71	68	64	64	63
生徒数	総数（人）		559	515	489	456	481
	1 年生（人）		180	144	165	148	169
	2 年生（人）		190	181	144	167	146
	3 年生（人）		189	190	180	141	166

資料：教育委員会

●県立、私立高等学校の状況（令和 6 年）

区分		設置学科学級数	学級数 （学級）	生徒数 （人）
県立	江津高校	普通 8	7	173
	江津工業高校	建築・電気 3 機械・ロボット 3	6	120
私立	石見智翠館高校	智翠館特別コース 3 文理進学コース 12 スポーツコース 3	18	464
	キリスト教愛真高校	普通 3	3	34

資料：各高等学校

●大学校の状況（令和6年12月）

区分	設置学科	学級数 (学級)	生徒数 (人)
中国職業能力開発大学校附属 島根職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ島根)	生産技術科	1	84
	電子情報技術科	1	
	住居環境科	1	

資料：ポリテクカレッジ島根

(2) 学校教育の充実

現状と課題

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの将来は予測不能な時代が訪れるといわれています。
- このような時代を生き抜くために、社会の変化を見据え、児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動できる力を育むことが必要です。
- 学校教育においては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再整理し、新たな価値につなげていくことができる能力を培うことが必要となります。
- またキャリア教育の視点に立った社会とのつながりや将来の生き方を意識できる学習の充実を図り、家庭や地域社会と協力した取り組みの充実も必要となります。
- さらに子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどを育むため、道徳教育の充実や人権教育の推進を図ることが大切です。
- 今後より一層学校と地域社会が関係を深め、連携した取り組みを通して、【地域とともにある学校づくり】とともに「学校を核とした地域づくり」を推進していくために、令和5年に江津市「コミュニティ・スクール」導入推進計画を策定し、市内全校に対してコミュニティ・スクールの導入実施に向け取り組みを実施していきます。

方針

- 島根県の新教育ビジョンとの整合を図りながら、次期江津市教育大綱を策定します。
- 新学習指導要領の内容を踏まえ、各校の特色を活かした教育活動を支援するとともに、家庭や地域社会と協力して江津の未来を拓く子どもたちを社会全体で育みます。

具体的な取り組み

① 確かな学力の育成

- 「江津市授業改善アクションプラン」に基づく授業改善と学習改善の推進
- 主体的に考え、表現し伝え合う能力の育成
- 子ども一人ひとりの多様性に応えるきめ細やかな教育の推進
- 保育園及び認定こども園、小学校、中学校の校種間連携と円滑な接続

② 豊かな心・健やかな体の育成

- 他人への思いやりや規範意識など、豊かな心の育成
- 生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

③ 信頼される学校づくりの推進

- コミュニティ・スクールの推進
- 安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに学校安全体制の推進
- 学習の基盤となる学習環境の整備

(3) 多文化共生と国際文化交流の推進

現状と課題

- 本市では、和木地域において毎年行われているロシア祭りをはじめとして、多くの市民が国際的な交流を深めています。
- 外国人住民が市内ボランティア団体の実施する日本語教室や地域活動に積極的に参加し、多文化共生社会が構築されつつあります。
- 改正出入国管理法が施行され、今後、さらに多くの外国人が市内企業で雇用されることが見込まれるため、より一層、外国人住民を支援する必要があります。
- 令和6年に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。技能実習制度の見直しにより、育成就労制度が創設されます。改正法施行までに市内企業への周知並びに制度対応への支援が必要です。

方針

- 外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、環境の整備に努めます。
- 生活相談をはじめとした外国人住民を支援する体制を整備し、江津市への定住を促進します。
- ボランティア団体が実施する日本語教室や外国人住民の地域活動への参加を支援します。
- 住民レベルでの国際交流活動を支援します。

具体的な取り組み

① 外国人住民への支援の推進

- 外国人住民が暮らしやすいまちづくりの推進
- 相談体制の整備

② 多文化共生の促進

- 学校・家庭・地域での多文化共生の啓発
- 住民レベルでの国際交流の推進
- 民間レベルでの国際交流のための活動支援
- グローバル社会に対応できる人材の育成

(4) 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

現状と課題

- 平成 27 年 12 月の中央教育審議会において「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協力のあり方と今後の推進方策について」の答申において、地域と学校が連携して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する取組みの必要性が示されています。
- 江津市では、「ふるさと・キャリア教育」として、地域の教育資源を活かしてふるさとの愛着と誇りを育みながら、今の学びと未来の生活のつながりを意識した教育活動が推進されています。
- 教育基本法において、国及び地方公共団体は、家庭教育の自立性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報提供など、家庭教育を支援する施策を講ずる必要性が指摘されています。

方針

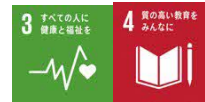
- 人づくりの方向性を共通認識して、学校・家庭・地域の連携・協力体制の構築を図り、地域を担う人材育成を推進します。

具体的な取り組み

- ① 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の充実
 - ふるさと・キャリア教育の推進
 - 地域学校協働活動の推進
 - 子どもを地域全体で育む環境整備の促進
 - 家庭教育支援の充実

1. 基本方針5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

1-3 施策3 生涯学習・生涯スポーツのまちづくり



施策の体系

生涯学習・生涯スポーツ
のまちづくり

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と推進

現状と課題

- まちづくりの基本は人づくりであり、生涯学習を通じて、まちや地域の課題を把握して地域づくりの担い手となる人材を育成することが求められています。
- 健康づくりや生きがいづくりなど、さまざまな観点から生涯スポーツに関する社会的ニーズは高まっています。
- スポーツ協会や各種スポーツ教室などを通じ、生涯にわたって、スポーツをする機会（場）を提供しています。そこでの学びを地域に還元する仕組みづくりが必要です。
- 指導者には、社会ニーズとして、勝利至上主義や選手指導法などについて、変化が求められており、今後は幼少期から高校生までの指導者育成の方法について検討する必要があります。
- 図書館や郷土資料室については施設が狭あいであり、資料の展示や図書のスペースが十分とは言えないため、新たな施設の建設も含めた検討が必要です。

方針

- 多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる場づくりを進めるため、指導者の養成や情報提供体制の確立を図ります。
- 生涯スポーツをする機会の拡充と指導者の育成を推進します。また、スポーツによる障がい、健康、まちづくりなど、多岐の分野における事業を推進します。
- 新図書館の早期建設を目指します。

具体的な取り組み

① 生涯学習活動・生涯スポーツの振興

- 市民ニーズに対応した多様なメニューの提供
- 生涯学習・生涯スポーツのさまざまな情報の収集提供
- 生涯学習・生涯スポーツ指導者の育成の推進
- 図書館、歴史民俗資料館の整備

2. 基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

2-1 施策1 人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり



施策の体系

人権教育・啓発活動の
浸透した社会づくり

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現
(2) 男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重、人権感覚豊かな社会の実現

現状と課題

- 人権は、日本国憲法で保障されているように、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。また、部落差別解消推進法など差別解消に向けた法律が施行され、人権問題の早期解決は国のみならず地方自治体の責務といえます。
- 本市では、あらゆる差別をなくす啓発活動を市民・教職員・行政職員・地域コミュニティ及び児童・生徒を対象に講演会などを通じて行っており、人権意識の高揚につながっていますが、差別解消が市民的総意にまでには至っていません。
- インターネットによる人権侵害や LGBTQ、災害に伴う人権などの新たに取り組むべき人権問題も顕在化し、多岐にわたる人権課題に対応する必要があります。

方針

- 人権相談体制の充実や、人権教育の強化などの施策を迅速に取り組みます。
- 令和6年度に実施した市民意識調査結果を基にした【江津市人権施策推進基本方針】を改定し、多様性が尊重される共生社会の実現に向けて取り組みを行います。
- 講演会などの参加者の固定化を防ぎ、特に若年層が興味を持ってもらえるようなセッティングを工夫します。

具体的な取り組み

① 人権意識の高揚、人権教育・啓発の推進

- 市民、学校、地域、家庭、企業などにおける人権教育・啓発の推進
- 公務・教育・福祉関係者などに対する人権教育・啓発の推進
- 広域での連携した人権教育・啓発の推進

② 相談体制の充実

- 人権相談などの支援の拡充

(2) 男女共同参画社会の形成

現状と課題

- 本市では、令和4年に「第4次江津市男女共同参画推進計画」を策定し、継続的な男女共同参画社会実現に向けた取り組みを行っています。令和3年度に実施した意識調査においては結果を見ると「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する回答が76.0%（平成27年度調査 65.2%）と増えており、徐々に意識の変容が見られます。一方で女性に比べ社会全体で「男性が優位」と答える人が79.5%あり、女性が働き続けにくいと考える人の割合（74.8%）も多い状況で、より一層の対策を進める必要があります。
- 少しずつ改善がみられますが、社会や企業において性別役割分担の慣習は依然根強く、意識改革が求められています。
- 少子高齢化により、企業のみならず地域活動においても、担い手不足は深刻であり、性別に関係なく誰もが活躍できる社会の実現の必要性は増々高まっています。

方針

- 市民をはじめ、企業、団体などを対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開し、講演会等を開催します。
- 出産・育児・親の介護などの全ステージにおいて男女が隔たりなく、協力し合う環境・意識づくりを推進します。

具体的な取り組み

① 男女共同参画の推進

- 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進
- 政策、方針決定過程への男女共同参画の推進
- 男女共同参画社会づくりに向けた、慣行の見直しと意識改革の推進

2. 基本方針6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

2-2 施策2 自らが考え、行動する、自立した地域づくり



施策の体系

自らが考え、行動する、
自立した地域づくり

- (1) 地域の社会教育活動の充実支援
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) コミュニティ活動の推進
- (4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

(1) 地域の社会教育活動の充実支援

現状と課題

- 地域コミュニティ組織が市内の全地区で発足し、積極的な地域活動が実施されていますが、地域活動の担い手の高齢化や固定化により、地域コミュニティ活動を担う人づくりの必要性が増しています。

方針

- 「地域コミュニティのあり方指針」を基に社会教育活動を支援します。

具体的な取り組み

社会教育の推進

- これまで進められている生涯学習活動の支援
- 地域における人材育成の取組みの価値づけと情報の提供
- 地域を担うまちづくりリーダーの育成

(2) ボランティア活動の促進

現状と課題

- 福祉のまちづくりの推進には、それを担うボランティアが大きな役割を果たします。
- しかし、若年・壮年者ではボランティアに参加する時間的余裕がない状況がみられます。
- こうした状況の中で、本市ではボランティアセンターの取り組みやボランティアバンクの将来の担い手となる中高生を中心に、福祉施設イベントの手伝い、公共施設の清掃活動などに取り組んでいます。このような取り組みで、地域福祉の未来を支える新たな担い手が育っていますが、今後も人口減少・高齢化社会を支えるため、より一層の担い手づくりを行う必要があります。

方針

- 地域福祉の担い手として、ボランティア人材の発掘・育成を支援します。
- ボランティアの登録を通して、ボランティアの意義や その活動に必要な情報提供などの支援を行うとともにボランティア組織の充実強化を図ります。

具体的な取り組み

- ① **地域福祉人材の発掘・育成**
 - ボランティアの養成
 - ボランティア登録の促進
 - 高齢者の活躍推進
 - 企業への協力要請
- ② **市民活動への支援**
 - 市民活動に関する情報発信

(3) コミュニティ活動の推進

現状と課題

- 本市では、連合自治会エリアを単位に 20 の地域コミュニティ組織が発足し、地域づくり 10 年計画に基づいた活動を展開しています。
- 地域コミュニティ組織が全地区に発足し、さまざまな活動が展開されつつありますが、買い物弱者対策や地域包括ケアシステムの構築など、高齢者が安心して暮らせる地域を実現するための活動を行っています。
- 各地区のコミュニティ組織は、発足時期がまちまちで、活動の深度も異なるため、各組織の実状に沿った支援が必要となっています。
- 江津市桜江地区では、5 地区連携 5 か年計画を策定し、防災対策や移動販売の実践、地域交流拠点施設の立ち上げなどを行い、地域の小さな拠点づくりの取り組みを実施しています。

方針

- 地域コミュニティと行政が協働で、人口減少や少子高齢化が進行する地域の課題の解決に取り組めます。

具体的な取り組み

① 地域コミュニティ活動の活性化支援

- 地域コミュニティによる地域で支え合う仕組みづくりを促進
- 地域特性を活かした地域コミュニティ活動への支援

② 小さな拠点づくりの展開

- 複数の地域コミュニティの連携により、生活機能（買い物、金融、医療・介護・福祉、防災、生活交通など）を維持・確保する仕組みづくりを推進

③ 地域コミュニティとの協働による定住促進

- 地域コミュニティとの協働による空き家登録の推進
- 地域コミュニティとの連携による U I ターン者の確保

(4) 市民とともに考え、築きあげる協働のまちづくり

現状と課題

- 人口減少と少子高齢化の進展などを背景として、コミュニティの弱体化をはじめとした地域課題や多様化する市民ニーズに対応するためには、各分野において市民・地域・団体・事業者・行政が協働し、それぞれが主体的にまちづくりを担うことができる仕組みが必要です。
- 市民生活のさまざまな分野で市民との協働を進めるため、地域コミュニティ組織やNPO団体などととともに地域づくりを進める必要があります。
- 江津市では、第6次の行財政改革計画を示したスマートシティ江津推進構想に基づき、対外的な事業・内部業務・組織体制のそれぞれに対して、DXによる業務や事務作業等の改革に取り組んでいます。
- 行財政改革大綱に基づき、行財政運営の取り組みとして財政健全化を実施した結果、将来負担比率(R元年 100.9⇒R5年 53.6)の低下という結果が得られました。
- 近隣自治体との連携については、介護保険の実施にかかることや可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務などを浜田市と共同処理をしています。

方針

- 市民と協働して地域づくりを進めます。
- 財政の健全化を進めるとともに、質的な業務改善を中心とした効率的な行政運営と行政サービスの向上をめざします。
- 近隣自治体との組織的な連携により行政運営の効率化を図ります。

具体的な取り組み

① 協働型の地域づくりの展開

- 市民参加による活動を活性化させ、協働によるまちづくりの推進
- NPO法人の設立・運営の支援

② 健全な行財政運営の推進

- 次代の江津市の発展につなぐ行財政運営の取り組みの推進
 - ・行政運営の効率化
 - ・財政運営の健全化
 - ・組織・機構の改革による組織の活性化
 - ・信頼に応える職員づくり
 - ・協働によるまちづくり

③ 広域行政の推進

- 広域行政の推進